

今治市広告掲載基準

平成31年2月8日制定

今治市基準

(趣旨)

第1条 この基準は、今治市広告事業実施要綱第6条第3項に規定する基準として、定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 今治市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、その広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を有するものでなければならない。

2 広告掲載に当たっては、当該広告が民間企業等の広告であることを明確にしなければならない。

(屋外広告に関する基本的な考え方)

第3条 屋外広告(愛媛県屋外広告物条例第6条に定める許可を要するものをいう。)の内容及びデザインについては、当該広告を掲出する地域の特性に配慮するとともに、街の美観風致を著しく阻害するものであってはならない。

(規制業種又は事業者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当するもの
- (2) 風俗営業類似のもの
- (3) 消費者金融に係るもの
- (4) ギャンブルに係るもの
- (5) たばこに係るもの
- (6) 占い及び運勢判断に係るもの
- (7) 興信所、探偵事務所等に係るもの
- (8) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- (9) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)に規定する連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引に該当するもの
- (10) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (11) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの

- (12) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中のもの
- (13) 法律、法律に基づく命令、条例又は規則に違反しているもの
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (15) 市から許可の取消し、停止その他の営業の制限を受けている者
- (16) 社会問題を起こしている事業者その他広告を掲載することが適当でないと思われ

の
(掲載基準)

第5条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載することができない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - エ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - オ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - カ 公序良俗を害するおそれがある等社会一般の良識に反するもの
 - キ 国内世論が大きく分かれているもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現、根拠のない表現又は誤認を招くような表現
例：「世界一」「一番安い」等
 - イ 射幸心を著しくあおる表現
例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
 - ウ 虚偽の内容を表示するもの
 - エ 法令等で禁止されている業種、商法又は商品
 - オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - カ 連絡先が明記されていない等責任の所在が明確でないもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 広告内容に無関係な水着姿及び裸体姿等を表示しているもの
 - イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現
 - ウ 残酷な描写等善良な風俗を害するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想又は想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ その他青少年の健全育成上有害なもの

(屋外広告に関する都市景観上の基準)

第6条 屋外広告の内容及びデザイン等が次の各号のいずれかに該当し、都市の美観風致を損なうおそれがあるものは、掲載しない。

(1) 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの

(2) 美観を損ねるような、著しくどぎついもの及びくどいもの

(3) 景観と著しく違和感があるもの

(4) 意味なく、身体の一部を強調するようなもの

(5) 意味が不明なもの等公衆に不安感や不快感を起こさせるもの

(屋外広告に関する交通安全上の基準)

第7条 屋外広告の内容及びデザインが次の各号のいずれかに該当し、交通事故を誘発する等交通の安全を阻害するおそれのある広告は、掲載しない。

(1) 自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 過度に鮮やかな模様又は色彩を使用するもの

イ 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの

ウ 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの

(2) 自動車等運転者の注意力を散漫にするおそれがあるものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 読ませる広告又は4コマ漫画等ストーリー性のあるもの

イ 水着姿又は裸体姿を表示し、著しく注意を引くもの

ウ デザインがわかりづらい等判断を迷わせるもの

エ 絵柄や文字が過密であるもの

(ホームページに関する基準)

第8条 ホームページへの広告に関しては、ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているWEBページの内容についても、この基準を適用する。

(広告の内容・表示に関する個別の基準)

第9条 具体的な表示内容等については、掲載の都度、当該広告媒体所管課が次の各号について検討し、判断することとする。この場合において、内容の訂正又は削除等が必要な場合には広告主に依頼することとし、広告主が正当な理由がある場合以外で、訂正又は削除等に応じない場合は、広告を掲載しない。

(1) 人材募集広告

ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令を遵守していること。

イ 人材募集に見せかけて、違法行為の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは認めない。

ウ 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売りつけ又は資金集めを目的としているものは掲載しない。

(2) 語学教室等

安易さや授業料又は受講料の安価さを不適切に強調する表現は使用しない。

例：「1か月で確実にマスターできる。」等

(3) 学習塾、予備校又は専門学校等

合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する。

(4) 外国大学の日本校

次の主旨を明確に表示すること。

例：「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」

(5) 資格講座

ア 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。次の主旨を明確に表示すること。

例：「この資格は国家資格ではありません。」

イ 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。次の主旨を明確に表示すること。

例：「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」

ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

エ 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

(6) 病院、診療所、助産所

医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5又は第6条の7及び獣医療法（平成4年法律第46号）第17条に規定する事項以外は、掲載してはならない。

(7) 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条に規定する事項以外は、掲載してはならない。

(8) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第66条から第68条までの規定及び厚生労働省の医薬品等適性広告基準の規定並びに各法令所管省庁の通知等に定められた規定に違反しないこと。

(9) 一般食品（健康食品を含む）、保健機能食品、特別用途食品

食品衛生法（昭和22年法律第233号）、健康増進法（平成14年法律第103号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律並びに各法令所管省庁の通知等に定められた規定に違反しないこと。

(10) 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等

ア サービス全般（老人保健施設を除く。）

(ア) 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。

(イ) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

(ウ) その他サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はしないこと。

例：今治市事業受託事業者等

イ 有料老人ホーム

前記ア に規定するもののほか、下記の事項に適合していること。

(ア) 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。

(イ) 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年度公正取引委員会告示第3号）」及び同表示の運用基準に抵触しないこと。

ウ 有料老人ホーム等の紹介業

(ア) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先及び担当者名等に限る。

(イ) その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。

エ 介護老人保健施設

介護保険法（平成9年法律第123号）第98条に規定する事項以外は、掲載してはならない。

(11) 墓地等

都道府県知事又は市長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。

(12) 不動産事業

ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。

イ 不動産売買及び賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記する。

ウ 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。

エ 契約を急がせる表示は掲載しない。

例：「早い者勝ち」、「残り戸数あとわずか」等

(13) 弁護士、税理士又は公認会計士等

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

(14) 旅行業

ア 登録番号、所在地及び補償の内容を明記する。

イ 不当表示の疑いがある表示は、掲載してはならない。

例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真等

(15) 通信販売業

特定商取引に関する法律第11条及び第12条並びに同法施行規則第8条から第11条の規定に違反しないこと。

(16) 雑誌、週刊誌等

ア 適正な品位を保った広告であること。

イ 見出し及び写真の性的表現等は、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。

ウ 性犯罪を誘発、助長するような表現（文言、写真）がないものであること。

エ 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権及びプライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。

オ タレント等有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し、節度を持った配慮のある表現であること。

カ 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。

キ 未成年、心神喪失者等の犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しないこと。

ク その他公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。

(17) 映画、興業等

ア 暴力、とばく、麻薬及び売春等の違法行為を容認するような内容のものは、掲載しない。

イ 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは、掲載しない。

- ウ いたずらに好奇心に訴えるものは、掲載しない。
 - エ 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は、使用しない。
 - オ ショッキングなデザインは、使用しない。
 - カ その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは、掲載しない。
 - キ 年齢制限等、一部規制を受けるものは、その内容を表示する。
- (18) 古物商、リサイクルショップ等
- ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
 - イ 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。
例：「回収、引取り、処理、処分、撤去、廃棄」等
- (19) 結婚相談所、交際紹介業
- ア 業界団体に加盟していること。
 - イ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- (20) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織
- ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
 - イ 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは、掲載しない。
- (21) 募金等
- ア 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。
 - イ 次の主旨を明確に表示すること。
例：「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」
- (22) 質屋、チケット等再販売業
- ア 個々の相場、金額等の表示はしない。
例：〇〇〇のバッグ50,000円、航空券東京～福岡15,000円等
 - イ 有利さを誤認させるような表示はしない。
- (23) トランクルーム及び貸し収納業者
- ア 「トランクルーム」は倉庫業法（昭和31年法律第121号）第25条の規定により認定を受けた優良トランクルームであること。また、その旨を表示すること。
 - イ 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示すること。
例：「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではありません」等
- (24) 各種のダイヤルサービス

その内容を確認のうえ判断する。

(25) 宝石の販売

表現に虚偽の記載があるものは、掲載しない。(公正取引委員会に確認する場合がある。)

例：「メーカー希望価格の50%引き」(宝石には通常、メーカー希望価格はない。)

(26) 個人輸入代行業等の個人営業広告

広告主の所在地、連絡先の両方を明記する。連絡先については固定電話とし、携帯電話又はPHSのみの表示は認めない。

(27) アルコール飲料

ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。

例：「お酒は20歳を過ぎてから」等

イ 飲酒を誘発するような表現の禁止

例：お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿等

(28) 規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告

本基準第4条に定める規制業種又は事業者に該当する企業による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、本基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。

(29) その他表示に関する注意事項

ア 割引価格の表示

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

例：「メーカー希望小売価格の30%引き」等

イ 比較広告

主張する内容が客観的に実証されていること。(根拠となる資料が必要)

ウ 無料で参加・体験できるもの

費用が必要な場合があるときには、その旨明示すること。

例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等

エ 責任の所在、内容及び目的の明確化

(ア) 広告主の法人格の種類、法人名及び免許番号等を明記する。

(イ) 広告主の所在地、連絡先の両方を明記し、連絡先については固定電話とし、携帯電話又はPHSのみの表示は認めない。

(ウ) 法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。

オ 肖像権、著作権

無断使用がないか確認すること。

(個別の基準)

第10条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行し、改正後の今治市広告掲載基準は、同日以後に行う広告主の募集に係るものについて適用する。